

学校給食の実施状況

学校給食は現在、「学校給食法」、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」、「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」の3つの法律を中心として実施され、食事内容によって完全給食（米飯、パン、またはめんの主食及びミルク及びおかずによる給食）補食給食（ミルク及びおかずによる給食）、ミルク給食（ミルクのみの給食）の3つの形態に区別されている。本県における平成24年度の学校給食実施状況は、食物アレルギー等により受ける予定のない人数を差し引くと、児童生徒数で小学校は99.95%（全国平均99.3%）、中学校は45.23%（全国平均79.4%）であり、県立学校を含めて104,895人の児童生徒が学校給食を受けている。また完全給食の実施状況は、児童生徒数では、小学校97.8%（全国平均98.8%）中学校43.0%（全国平均70.3%）であり、中学校給食の実施率は大幅に低い状況である。学校給食は、成長期における児童生徒の健康増進を図るため、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な教育の場であり、教育活動の一環として実施するものである。従って、未実施校の解消、さらには補食給食およびミルク給食から完全給食への移行になお一層の努力が望まれる。（全国平均は平成22年度の調査結果）

1 平成24年度学校給食実施状況総括表

校種	区分	年度	総数	給食実施								アレルギー等		未実施	
				完全給食		補食給食		ミルク給食		合計		による欠食数		未実施数	比率(%)
				実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	実施数	比率(%)	人	比率(%)		
小学校	学校数(校)	23	230	219	95.2	10	4.3	1	0.4	230	100.0			0	0.0
		24	228	219	96.1	8	3.5	1	0.4	228	100.0			0	0.0
	児童数(人)	23	85,214	82,439	96.7	2,737	3.2	8	0.0	85,184	99.96	30	0.04	0	0.0
		24	84,055	82,216	97.8	1,786	2.1	8	0.0	84,010	99.95	45	0.05	0	0.0
中学校	学校数(校)	23	100	46	46.0	3	3.0	3	3.0	52	52.0			48	48.0
		24	100	53	53.0	2	2.0	2	2.0	57	57.0			43	43.0
	生徒数(人)	23	40,980	15,237	37.2	871	2.1	751	1.8	16,859	41.14	6	0.01	24,115	58.85
		24	41,274	17,734	43.0	459	1.1	475	1.2	18,668	45.23	6	0.01	22,600	54.76
夜間定時制高校	学校数(校)	23	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0			0	0.0
		24	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0			0	0.0
	生徒数(人)	23	562	440	78.3	0	0.0	0	0.0	440	78.3			122	21.7
		24	628	425	67.7	0	0.0	0	0.0	425	67.7			203	32.3
特別支援学校	学校数(校)	23	14	11	78.6	0	0.0	0	0.0	11	78.6			3	21.4
		24	14	11	78.6	0	0.0	0	0.0	11	78.6			3	21.4
	幼児・児童生徒(人)	23	1,948	1,726	88.6	0	0.0	0	0.0	1,726	88.6	74	3.8	148	7.6
		24	1,870	1,792	95.8	0	0.0	0	0.0	1,792	95.8	25	1.3	53	2.8
合計	学校数(校)	23	349	281	80.5	13	3.7	4	1.1	298	85.4			51	14.6
		24	347	288	83.0	10	2.9	3	0.9	301	86.7			46	13.3
	幼児・児童生徒(人)	23	128,704	99,842	77.6	3,608	2.8	759	0.6	104,209	81.0	110	0.1	24,385	18.9
		24	127,827	102,167	79.9	2,245	1.8	483	0.4	104,895	82.1	76	0.1	22,856	17.9

(注1) 小学校および中学校における学校数の総数は休校を差し引いた数である。
(小学校：3校 中学校：1校)

(注2) 平成24年度の給食実施校の児童生徒数は、総数から食物アレルギー等により受ける予定のない人数を引いた人数である。(定時制高校は除く。)

(注3) 特別支援学校における未実施の児童生徒数は、訪問教育および分教室等の児童生徒である。